

第4回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成29年10月12日(木)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三 八郎	10番	松原 憲司
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 石原由美子
農林課長 下垣 吉正

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	非農地証明の申請について
第3号議案	農用地利用集積計画(案)について
第4号議案	農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

7番委員 森 光正 8番委員 山本 信男

事務局： 皆さんお揃いになりましたので、始めさせて頂きたいと思います。ただ今より第4回農業委員会総会を開催いたします。まず本日の日程ですが、この後第4回総会を、総会終了後研修として、鳥獣被害対策についてと題して、日野郡鳥獣被害対策協議会の木下様よりご講演をいただく予定としております。終了はだいたい11時30分を予定としておりますのでよろしく願いいたします。では初めに一二三会長よりご挨拶をお願い致します。

会長： みなさんおはようございます。今日はあいにくの雨になりましたけれども、週間、天気も続きましたし、コンバインの作業もほとんど終わったのではないかなと言う様に思っております。今年は米の値段も日野郡産のコシヒカリ1等で750円去年より高くなったという事で、6,750円で買い取りをして頂いたという様な事も聞いておりますので、米が厳しい状況の中、若干の米作農家にとりましては、気持的にも良かったかなと言う様に思っております。作柄も予想では例年より上という事でしたけれども、平年より若干多いと言う様にも聞いておりますけれども、作柄も良かったという事で、今年は良かったなと言う様に思っているところでございます。先程も局長の方からありましたけれども、今日は研修会も予定しておりますし、最後までよろしく願いを致します。

議長： これより総会審議に入らせて頂きます。本日は全員出席でございますので、会議は成立を致します。議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事にご異議はございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： それでは、議事録署名委員は、森委員さん、山本委員さんをお願いを致します。尚本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございますので、事務局よりお願いいたします。

事務局： 失礼いたします。2ページをご覧になって下さい。農地法第3条の3の規定による届出についてご報告を致します。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目畑、〇〇㎡、〇〇の〇〇〇〇さん宅に隣接している農地を〇〇〇〇さんが時効により所有権を取得されたことを報告したいと思っております。ちなみに登記義務者の方は、〇〇〇に在住の〇〇〇〇さんと言う方です。この農地の時効による所得についてですが、本来ですと農地の所有権などを移転する場合には農地法第3条による許可を得る必要があります。しかし民法には時効による所有権の取得が認められており、いろいろな条件の基、10年、20年間というのがあるんですが、所有者であるような状態が継続して続いた場合には、時効取得ができるようになっております。この場合時効による農地取得では、農地法上の許可を得ずに登記の移転をすることが可能となっております。今回時効による農地取得の申請が行われ、法務局で受理され、当機関から農業委員会へ通告書が届きました。その結果を受け登記〇〇〇〇さんより農地法第3条の3の規定による届けがありましたのでここに報告を致します。以上です。

議 長： 今事務局から報告がありましたけれども、これにつきまして質問か何かありませんか。
よろしいですか。

委 員： はい

議 長： そういたしますと、議事に入らせて頂きます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで許可を受けようとする土地の所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇, 〇〇〇番〇、地目畑、〇, 〇〇〇m²を所有権移転する申請でございます。農地法第3条の第2項の各号の審査の結果では問題ございません。現地調査の結果につきましては、下垣委員と谷口推進委員の方にお問い合わせをしております、今回谷口推進委員さんの方から詳細説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長： 谷口推進委員さんよろしく申し上げます。

谷 口： この畑については、前々から〇〇の〇〇さんの名前になっておりますけれども、前は〇さんが借りて作っておられました、現在は〇〇さんと言う名前で〇〇さんに内々で契約されたかどうかは分かりませんが、〇〇さんが現在は大根を作っておられますので、現在に至っています。〇さんが買いたいという事でこの審議を入れてあるところでございます。どうかよろしく願いいたします。

議 長： 状況につきましては、ただ今谷口推進委員さんの方から説明頂きました。これにて、皆さんの方で質疑がありましたら挙手を持ってお願いしたいと思います。

川 上： 質疑の関係で。〇〇さんと〇〇さんの関係はどう言ったものですか。

谷 口： 〇さんと〇〇さんは親戚になりますので、それで〇さんが買いたいという事で申請が出たものです。

議 長： 他に質疑はございませんか。質疑や意見がございませんので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

議 長： 全員賛成でございますので、原案通り承認いたします。先程谷口推進委員さんの方からも話がありました様に、〇〇さんが現在は大根を作っておられる様でございますが、

上でございます。

議 長： これについてコメント、上前さんどうでしょうか。

上 前： 聞いてない。

議 長： 担い手育成機構と言うのは中間管理機構と同じ事になりますか。

事務局： はい、〇〇の〇〇〇さんが中間管理機構の方にこの田を1筆出したという事で、続いて議案の第4号の方にも入ってしまうのですが、同じ管理機構に預けられたものを今度は配分計画と言う事で、すいません次に進んでいいでしょうか。17ページの所を見て頂きたいと思いますが、議案第4号の方に入ってしまうのですが、17ページのところに、今言われた様に〇〇の〇〇〇〇さんがこの田、1筆、〇、〇〇〇㎡を中間管理機構から借り受けて〇〇を作られる、無償で3年間作られるという配分計画になっております。議案3号と4号の方はスレンドしておりますので、一緒に説明をさせて頂きました。

議 長： それではただ今説明がありましたけれども、議案第3号と第4号、これにつきまして質疑のある方はお聞きしたいと思いますが。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。質疑、意見がありませんので、議案第3号、第4号につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。以上で議事は終了いたしました、これからその他の方に入って行きたいと思います。まず1番の利用意向調査について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 現在農地利用状況調査という事で、8月30日に開発センター前で出発式の方を執り行っております。その後8班に分かれまして状況調査の方を今お願いしている所です。皆さんには大変にお世話になっております。状況調査が出来ているところとまだ着手出来ていない様なところもあるかとは思いますが、出来れば早いうちに、当初の予定では10月の中旬くらいまでには利用状況調査を終了し、その後再生可能な農地については利用意向調査をし、非農地をすることは非農地をすることと言う様な手続きを粛々と進めて行きたいと思っておりますので、是非ご協力方をお願いしたいと思います。資料の方に度々出しておりますが、前天満補佐からも頂きました資料の中に、遊休農地等に対する措置の流れという事で、このフローチャートの方もあります、左上の所に利用状況調査で把握した遊休農地が今度利用意向調査の方に行ったりという様な、このフローチャートをまた見て頂けたらと思います。とにかく、この利用状況調査が出来ない事には意向調査の方にも行きませんし、本年度、特に非農地の分の地目変更の方を法務局でして頂きたいという思いがありますので、その非農地の分も出なければ全て来年と同

じ事の繰り返しで状況調査をしなければいけないという事になります。状況調査の方を確実に行って頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。これは新聞のコピーなんですけれども、日本海新聞9月24日の分を見て頂けたらと言う事を出しております。農地パトロール、全市町村の方で行いましたと言う事で、伯耆町の農業委員会の方では、人と農地をマッチングするために状況調査を行ってその後意向調査を行ってという様な事が書いて有ると思います。と言うのでまた見て頂けたらと思いますのでよろしくお願いします。

議長： 今事務局の方から意向調査についてお願いがあった訳でございますが、各班それぞれどういう進行状態であるかどうかという事でございまして、各班で現在の状況、どの辺までできているかという様な事を言って貰えたらなと思いますがどうでしょうか。当初利用状況調査については9月末位までと言う様な話も、事務局の方はお願いをしていたと思いますが、それぞれ皆さんも忙しい中で大変だとは思いますが。

川上： 意向調査については11月末ではなかったですか、目標が。それ以降に意向調査に基づいて耕作者に意向を聞くという事で、パトロールの状況は11月末ではなかったですか。それから後個々に聞いて行くような感じだと思っていましたが。

議長： 事務局の方から説明をお願いします。

事務局： はい、今回お話をさせて頂いた時には、もっと早かったんですが。8月30日が出発式でしたので、約1カ月間掛かって9月末までには利用状況調査をして頂いて、10月の中旬までには事務局の方に提出をして頂き、まとめさせて頂きます。その後出来た所から順に利用意向調査の方をして行くという事でしたので、11月末というのはちょっと。

川上： そういうスケジュールでしたか、11月末とばかり思っていました。

事務局： 前年度からですか、ちょっと私もよく調べてないんですが、利用意向調査をした中で、早めにして行かないと、例えば昨年度が再生可能だったので意向調査をしたら自ら耕作をするとか他に方に貸してあげると言う回答があったにも関わらず今年度また状況調査をしたら同じ再生可能なA判定だったという方もあると思います。そういう方の場合には30年の固定資産税の方に関わってくる、税金が1.8倍になるだろうという、県内では1.8倍に直接された所は何ヶ所かの市町村しかないんですけども、追々にはそういう措置もして行かないといけないという事で、11月末までに状況調査をして、というのはちょっと遅いという事で、農業会議の方から言われていまして、それで昨年度から農地パトロールの関係も8月下旬、その後すぐに状況調査、意向調査という風に成っております。

川上： 今までだいたい11月末までに、今回は8月にしたわけですけどもパトロールを、

前の時は10月とかそういう時期にして、11月までに意向調査、状況調査をしてそれ以降意向調査、耕作者に聞いていた訳ですけど。

事務局： それが遅いという事で指摘がありました。税の関係がありますので、1月1日の段階で出してしまうから、早めにしないといけないという事で、指摘を受けた上で去年からなんですけれども、させて頂きたいと思いますので、出来れば、皆さん忙しくて大変度だと思いますけれどもご協力の方をお願い出来たらと思いますので、よろしくお願いたします。

議長： 各班で発表して下さいとか、状況を説明して貰うという事は辞めましょう、皆さん一生懸命やって貰っていると思いますので、今事務局の方も早めにお願いたしますという事でございますし、出来た分を事務局の方に出して頂くと、それは次の段階に進んで、という話もしておられますので、出来た所から、全部できるまで待たずに、出来た所から出して貰って、事務局の次の手続きに入ってもらおうという事が可能な様でございますので、忙しいでしょうけれども進めて頂きます様をお願いを致します。意向調査については皆さんの方から別に質問とかはございませんか。

委員： はい。

議長： それでは、意向調査についてはそういう事でございますので、忙しいでしょうが、順次進めて頂きたいと言う様に思いますので、よろしくお願致します。それでは次に移りまして、2番の農業委員会の視察研修について、事務局の方から説明を頂きたいと思います。

事務局： 毎年行っております、農業委員会の視察研修について、でございますが、前回の農業委員会の総会の中でも申し上げました通り、皆さん方に1カ月間掛かって、こういう所に行ってみたくとか、こういうテーマの基でこういう市町村の方に視察に行きたいという所がありましたならば、そちらの方をご確認して頂いて、お話を聞かせて頂けたらと思いますので、よろしくお願いたします。

川上： 今の視察研修ですけれども、視察研修は大体本来今までが10月末か11月初めに予定していた訳ですけども、今回も農業委員とか最適化推進委員と言う事でスタートが遅れて、いろんな事で混乱していた訳ですけども、一応事務局の方から案があれば逆に、今こういう風にお願するよりも、逆に事務局の方が調べられた結果、こういう所がありますよと押して頂ければ、それで話を詰めた方が良いと思います。

議長： わかりました。川上委員さんの方から事務局の方で案があったら出して貰ったら良いという事でございますので。

宇田川： 考えて来ておられる方があるかもしれない。順番は。

川 上： 取り敢えず事務局から案があれば話をさせて頂いて。

議 長： いろいろ日程とか、視察をさせて頂く相手の都合とか、交渉にも時間が掛かるし、大変だと思いますが、事務局の方で案があるという事ですので出してもらって、それを検討して貰って、その中で皆さんの意見もあればお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局： では、事務局案として今から1枚紙を配らせて頂きますので、確認をして頂きたいと思います。すいませんお手元の視察工程表(案)の方を見て頂きたいと思いますが、ザックリと作らせて貰ったものですので、皆様方のご意見を頂いた中で修正を掛けたいと思いますのでよろしくお願いします。まず、視察場所ですけれども、先ず日時からですが、11月20日、11月21日、月、火の1泊2日という事で計画をさせて頂いております。第1日目ですけれども、視察研修先としましては、奈良県の曽爾村という所を計画しております。奈良県曽爾村に辿り着いたのは、実は先週農林課の職員が東京に全国大会で出張しました。その中で曽爾村の企画課の課長さんが曽爾村の状況について、農業公社を昨年度立ち上げられた経過があったりとか、お米のブランド化であったり、6次産業であったりとかいろんな事を聞いて非常に感銘して帰ったという様な復命を聞いたんです。是非農業委員としても曽爾村の方に出かけて行って、まず現地の確認をしたいなという思いが有ったので、曽爾村というのを1点として挙げさせて頂きました。2日目ですけれども、奈良県のその辺りで探しては見たんですけれども、なかなか無かったので、帰る途中でジビエの関係の処理施設を見学がしたいなと言う事で、11月21日の午後からは、美作市の獣肉処理施設の方に行けたらなという風に思っております。政府の方でもジビエの拡大に向けて、流通体制の整備等も行っております。今回は全国で12のモデル地区で先行して、捕獲した鳥獣の買い取りから精肉加工、在庫調整、販売までと言う一手に引き取って飲食店や小売店への安定供給を目指しているのが政府の姿勢でございますので、国での動きを踏まえながら当町においても鳥獣対策を考えるべく今回は農業委員会としてこの美作市の獣肉処理施設を考えております。美作市は平成24年度に獣肉処理施設を整備し、翌25年度から食肉の処理をする、有害獣対策に取り組んでおられる市でございます。以上簡単ですけれども2か所を見て廻るのが精一杯かなと言う工程でございます。一応旅行会社さんにも確認したんですが、行き帰りが半日ずつ潰れますので、その中でどこか見れる様な所はないかなという事で見たんですけれども、移動するだけで精一杯と言う様な事ですので、窮々なスケジュールになりますけれども、この辺でしょうかと言う風には思っておりますので、協議の程お願いしたいと思います。

議 長： ただ今事務局の方から説明頂きました様に、奈良県の曽爾村と言う所は役場の方が全国大会に出席されて非常に良かったという事で、ここにはどうかと言う事のございました。日程も今までは2泊したりもしておりましたけれども、この度は1泊で帰って来ると言う日程も組んでもらっておりますし、いろいろ前とは変わっておりますけ

れども、そういった全体的な物も含めながら、この案についての皆さんのご意見を頂きたいと言う様に思いますので、よろしく申し上げます。

川 上： 私の方から感想ですけれども。江府町内でも農業公社が意に沿う様な形で運営されていないような状況でこれからの事を考えれば、先程事務局が言われた様に農業公社をして、スタートして順調な方向でと言う事で何か考えておられて、そういう話があった訳ですけれども、私たちも3年前に農業公社が四国の本山町、町からも人とお金と両方導入しながら農業公社で立派に運営せれている所もあった訳です。その意味で私たちがこれから農業公社を考えた時に1つは参考になると思うんです。先進地としては非常に先進地の場所とか運営とかいろんな事で視察研修をする価値があると思いますので、私は賛成します。

議 長： ありがとうございます。今川上委員さんの方から、江府町も一番大きな問題は農業公社の問題を抱えておりますけれども、そういった観点からしてもとても良いのではないかと、言う事で事務局案に賛同いただいているところでございます。皆さんはどうでしょうか。

松 原： はい、さっき話が出ました様に、研修には目的とかがあって、毎年してきているんですが、さっき話がありました様に、高知の本山町に行って、そこが中四国で一番農業公社の経営状態が良いという事で行きました。その結果、今の町長も事前に行っておられた様ですけれども、経営的には難しいという事が分かりまして、あの時は役場から課長と係長位が出向されていて、給料は役場持ちと言う様な事、人事がありました。それから本山は江府町で言ったら農協がやっている様な事をすべてやっていました。2千万位公費をつぎ込んでようやく黒字になっているという状況で江府町の公社もかなり厳しい状況にあるんですけれども、実態としてはそんなもんだと、中四国で一番良いと言われている所がそうだという事で多少認識を改めた所があるんですけれども、確かに公社をどうするかと言うのは大きな課題でもあるんですけれども、それから今日も鳥獣の話がる様ですけれども、ジビエの話も江府町には必要かなと言う思いがあります。非常に今猪とか鹿とかが出て困っている訳ですから、その処理、時期を得ているのかなと言う感じはします。

議 長： お聞きの様に松原委員さんからもこの視察研修の内容が今我々に課せられている課題に適切な視察ではないかと、視察研修ではないかと言う様な事も頂いておりますが、他に皆さんご意見はございませんか。

課 長： 簡単に説明をさせていただきます。この間、うちの松原の方が東京の方に週末研修に行かせて頂きまして、その時の講師の中では、うちの方が本山町地方創生の関係でお世話になっています、斉藤さんと言う地方創生のいろんな事をされるディレクターみたいな方がおられまして、その方がそこの方にやっておられまして、その方が本山の仕組等もずっとやっておられまして、そこの奈良県の方は非常にうちと似ている状況、1点言いま

すと、ここもお米があるんですけども、特産、ブランドが出来ていなくて、ここも同じように山形の遠藤吾一さんに習って、特裁、うちと同じ様な形で米のブランド化をやっておられる状況みたいです。ですので、非常に、言い方をすればうちの方も今3000人から将来的には2000人を切って1800人になるという中でここは今1500人位ですので、そういう面では将来の姿でどう言う風にやるかと言うのは非常に参考になるのではないかなと言う風には思っております。

議 長： ありがとうございます。今課長の方からさらに詳しく視察の現地の内容に付きまして話がありましたけれども、皆さんどうでしょう、これだけ皆さんの方から賛同いただけるという事になれば、皆さんどうでしょうか、賛同いただけますでしょうか。宇田川さんどうでしょうか。

宇田川： 賛同はしますけれども、本山町の話が出た様に取り組み方が全く違う、結局稲の苗から作る、全ての物を全部作る、販売する所も全部自分たちで売る、そういった事を江府町で取り組んでもらえるのか、町を上げてやっているわけだから、江府町は公社の事をいろいろ指摘したり言ったりするんだけど。数百万の赤字が毎年出ていると、じゃあどうするかと言う事で、全く進んでない状況で見てきてそれをちゃんと行動に移して、町に取り組んでもらえるのであれば、それが一番大事な事であって、

議 長： 今課長はちょっと席を外しておられますけれども、私は会長の役を仰せつかりましてから、何回かそう言った話の場に出させて頂きました。今江府町も話がありました、遠藤吾一さんの指導を受けてプレミアム米を作っておられますけれども、生産量の問題もあってなかなか販売が思う様に行かないという様な話も聞いておりますし、公社の方でそう言った一体的な物と言うのも確かに必要ではあると思いますけれども、そういう事を目標にはして行かなければいけないと思う訳ですが、今の段階ではなかなかそこまで進んでいない、ただそういう目標を持って宇田川さんが言われる様に将来的には江府町もそう言う様な姿であって欲しいという事だと思いますけれども。その辺は行政の方も模索はしておられる様に聞いてはおります。

宇田川： 農業委員も推進委員も協力して、他所より農業が一番少ない訳だから、よそに負けない様な、向うから視察に来させてくださいと言う様な事に本当に取り組んでいかないと、ただ見て来るのはいろいろ見て来たんですけども、

川 上： 宇田川さん、本山町の事は別にして、曾爾村と言うのは今出来たばかりだから。

宇田川： 本山町は本山町で良かったけども、常にうちの農業公社と当てはめて考えて良かったなでは

川 上： 宇田川さん、曾爾村と言うのはさっき説明された様にそれを見て判断したら良いじゃないですか。

宇田川： 行きますよ、行くんですけども、行くに反対はしていない、行くのは行くんですけども、そう言った気持ちを持って視察をしないと、ただ行って良かったなで終わる事の無い様にしようという事だ。それは今までがそうだった。見て来ても何の行動も出来ていない。

議 長： 今宇田川さんが言われます様に、大事な事だと思います。プレミアム米も一部の人が取り組んでおられますけれども、江府町全体がそれに取り組むかと言う様な、そういう熱意が見られない様です。実際にプレミアム米を作っておられる方も自分が耕作している水田を全部それに当てはめて耕作しておられるかと言ったらそうではない様です。私も聞いてみましたら、例えば、1町でも作っておられる内の1反とか2反しかそれはしないと、それは何故かと言うと、肥料代が高い、管理が大変だ、そういう事でプレミアムのメンバー、見山さんが良く分かっておられますけれども、そういう話を聞いておきまして、本当に宇田川さんが言われる様に、本当でやろうとすれば全体として取り組まなければいけないですけれども、まだまだそこまで行っていないし、なかなかそれだけの意欲と言うのが皆さんの中にあるかどうかと言ったら疑問だけれども、そんな悲観的な話はしてはいけませんが、やるとしたら宇田川さんが言われる様に全体でやらないといけませんが、そこまでなかなか気分が上がっていないという事ですから、こう言った視察等を重ねながら農業委員が先頭に立ってでもやっていくという様な考えに成って行かないとなかなか出来ないのではないかと思います。ですから今色々な話があります様に、視察に行って帰って良かったのではなく、帰って来たら我々も出来る事はやって、江府町の農業のために頑張っている皆さんの気持ちを持って頂いて、視察は行って頂きたいと言う様に、言葉の上ではそういう様になるんですけれども、そういう内容的な事は良く分かりましたが、ここではこの視察研修をどうするかと言う事でございますので、その辺りの結論を出していきたいと思っております。どうでしょうか。良いですか。

宇田川： 良いと思っております。

見 山： 良いんじゃないですか。

議 長： 良いですか。

委 員： はい。

議 長： では、事務局の提案通り視察研修はさせて頂くという事でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

川 上： 付け加えたらこの研修先以外に行程に余裕があれば旅行会社の方に何処か見る所があればそれを検討して貰えばいいと思っております。

議長： 事務局の方もそういう事は旅行会社さんとも相談をされた様ですが、2日目の朝はここを出発したら研修地に向けて真っ直ぐ帰って来ないと間に合わないという様な事でございます。その後、柵原の鉱山資料館、そこの方によって帰る様な事が精一杯の様でしたので、事務局さんそうでしたね。

事務局： そうです。

議長： 皆さん視察研修につきましては事務局案でさせて頂くという事でよろしくお願ひします。そうしますと3番に入ります。平成29年度農業委員会特別研修大会について、を説明頂きたいと思ひます。

事務局： ホッチキスで止めてある方に平成29年度の農業委員会特別研修大会の案内の文書があるんですが、確認をして頂きたいと思ひます。遊休農地のフローチャートのホッチキスで止めてある3枚目になります。これも毎年全県下の農業委員の皆さんと今回は推進委員さんの皆さんが集まって、研修を行うというのが年に1回開催されます。その案内が出ておりますので、ご覧になって頂きたいと思ひます。日時が29年11月11日土曜日、前にもご案内をしたと思ひますが、11月11日土曜日1時から16時50分まで、琴浦町のカウベルホールの方で特別研修大会が開催されます。この場で申し訳ないですが、車の関係もありますので、出席の確認をさせて頂けたらと思ひますが、良いでしょうか、まだわからない、もし事前に分かっていたらこの場で知らせて頂きたいと思ひますが。では11月11日土曜日、出席をして頂ける方は挙手を願ひたいと思ひます。今の所で良いです。出席される方につきましては、マイクロバスの方を準備したいと思ひますので、集合時間は10時30分に防災センターに集合をしてください。お昼ご飯を毎年の様ですが、赤崎の海とかと言う所でご飯を食べてから現地の方に行きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。この文書につきましてはご案内はしませんので申し訳ないですがよろしいでしょうか。11月11日土曜日10時30分に防災・情報センターの玄関前にご集合ください。よろしくお願ひいたします。以上です。

議長： 平成29年度農業委員会特別研修大会、これにつきまして事務局から説明があった通りですが、当日10時30分情報センターに集合するという事で皆さん、参加いただく方のご承知いただきたいと言う様に思ひます。事務局からは再度連絡はしないという事でございますので、皆さんの方もその考えで周知して頂きたいと思ひます。それでは(4)次回の農業委員会の総会について、事務局からお願ひします。

事務局： 次回第5回目の農業委員会の総会の日にございます、日時が11月13日、月曜日、午前9時30分からこの会場、防災・情報センターの2階の会場で開催いたしますので、参加をお願ひ致します。続きまして農地相談の方も一緒にさせて頂きたいと思ひます。農地相談会は第4の木曜日を基本としておりますので、今回の農地相談は10月26日木曜日、第4の木曜日になります。1時30分から3時30分、開発センターの方になりますので、今回の当番の委員さんは、賀本委員と長尾推進委員のお二方に

なりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと、ここには書いておりませんが、町報の11月号の原稿執筆について、でございますが、10月号につきましては、そういう形で、明日ですけれども、区長便を通じて町報の方が出ますので、ご確認を願ひたいと思ひます。今回は賀本委員の方に執筆をお願いしておりますので是非見て下さい。次回につきましては、その次と言う事で、清水委員の方にお願ひをしたいと思います。町報11月号の、賀本さんが書いておられる欄の所、どういう内容でもよろしいですので、書いて頂けたらと思ひます。大変ですけれども、10月24日火曜日までに原稿を事務局の方に提出をして頂けたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長： 今事務局から説明がございました。次回の農業委員会の総会、11月13日、月曜日、午前9時30分から防災・情報センターのこの会場で、と言う事でございます。それから、農地相談につきましては、10月26日、賀本委員さん、長尾推進委員さんでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。お願いします。それでは(6)その他でございますが。私の方から報告をさせてもらいたいと思ひます。私も初めてでございますが、県の方で、常設審議会と言う会がございまして、この会は、例えば転用面積が30aを超えるものとか、あるいは重要な農地に物を作る、いわゆる地目変更をしたりする様な問題を審議する会だそうでございます。この会には県内の農業委員会の会長全てが出席ではございません、常設審議会というメンバーがございまして、私は日野郡を代表して出ているんだそうできて、交代制だそうでございます。大きな市の農業委員会の会長さんも、鳥取、米子、倉吉、境港も出ておられまして、後は各地区、若狭町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、南部町、日吉津村、江府町と言う事で、11名の農業委員会の会長で構成されております。先般9月20日に第6回の常設審議会がありまして、出席をさせて頂きました。その時には案件としまして20件ほど出ておりましたが、その中で八頭の方から、4,484㎡の果樹園をやめるという事で、そこに胡桃を植えたいという計画書が出ておりました。農道の警戒から3m引かせて胡桃を植えるという事で計画書が出されておりましたが、そこで問題が生まれて、私も分かりませんでした。大体そういう警戒から何m離して植えるという事はいろいろ話が出た様ですけれども、平成22年にそれについては、各地域でいろいろあるので、各市町村で指導要綱を設けてそれに沿って決めなさいと言う事で決まっておった様でございますけれども、八頭は3mと言う事が生まれて、その審議の中で普通出て来るのは5mだと、3mでは少ないのではないのかという話が出ましたが、その指導要綱が八頭にあればそれに合せてしてあったら良かったんですが、八頭にもそういうものは見当たらないという様な事でございます。それではおかしいという事になるし、各市町村で3mの所と5mの所があるのは同じ県内で統一が取れないという話が出まして、これからは警戒線から5m引いて植えると、植栽をすると言う様な事に決定を致しました。これからそういう事がある時には、5m引かせて植栽をすると言う様に審議会の方でも決定まりました。そういう事で非常に厳しい意見も生まれて、八頭の事務局の方も困っておられましたけれども、最終的には統一した方がよいという事でそういう話が出ましたので、報告をしておきたいと思ひます。そこで話が出るのは、なかなか厳しい意見もありまして、言葉遣いもなか

なか厳しい発言もございますが、始めて行っていますとそれだけに監視の目はきちんとしないとイケない事だと思いますが、その中でもそう言った案件につきまして、非常に厳しい意見もありますので、江府町もそういう対象になる事も有るかもしれませんが、そういう様な事も含めながら物は進めて行かなければならないのかなと言う様に思っ
て帰りました。そういう事で審議会に出て来たとの報告をしておきたいと思
います。その後農業者年金の会などもありまして、江府町も農業者年金の推進が1名割り当
てになっておりますけれども、数年なかなかその1名が出来ないという様な状況でござい
まして、皆さんの中にも農業者年金に加入していただける方がありましたらお薦めをして頂
きたいと言う様に思っております。私の方からは以上でありますのでよろしくお願いし
ます。事務局では何かございますか。

事務局： 良いですか。ちょっと蛇足になりますけれども、1点だけお知らせをしたいと思
います。現在衆議院議員と言う事で、国政選挙の真ただ中にあるんですけれども、農業委
員の選挙活動についてちょっとお知らせをしたいと思
います。初めて農業委員さん、推
進委員さんに成られた方もおられると思
いますので、ここで一応確認をと
思
います。農業委員さんと言うのは、非常勤特別職の公務員となりますので、公職選挙法の第136
条の2と言う所で、公務員等の地位利用による選挙活動の禁止と言うところがあります
ので、選挙運動と言うのは、農業委員さんは出来ませんので、その事をお知らせをさせ
て頂きたいと思
いますので、よろしくお願
いいたします。

議 長： 今事務局の方からお知らせと言うか通達と言うか分かりませんが、選挙について話が
ありましたので、その辺りは十分に気を付けて頂きたいと言う様に思
います。

上 前： 我々は良いだね。推進委員は。

事務局： いえ、一緒です。推進委員さんも、

谷 口： 推進委員は町長任命ではない。

上 前： 農業委員と言われたから。

事務局： 農業委員さんと推進委員さんと一緒です。

議 長： ここでは推進委員さんも含めて農業委員と言う表現をさせて貰っていますので、その
辺りをご理解を頂きたいと思
います。それでは皆さん他にご意見はござ
いませんか。

加 藤： はい。前回の答弁の時に利用形態と賃料の実態が合って無かったですね。それを事務
局の方で確認をすると言う事でしたけれども、その結果についてはどうでしょうか。
利用集積計画の中で利用形態と賃料が合っていないと。

事務局： この間の分ですね。

加 藤： はい。あれの結果はどうでしたか。

事務局： 使用権の設定です。

加 藤： 使用貸借ですね。

事務局： そうです。

加 藤： したがって、賃料なしと言う事ですね。

事務局： そうです。すみません。訂正をお願いします。

議 長： 分かりましたか。良いですか。他にございませんか。皆さんの方の意見もございませんので、以上を持ちまして第4回の農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 7 番委員

署名委員 8 番委員